

# 令和5年第5回富山県教育委員会議事日程

4月21日（金）午後1時

県民会館302号室

## 1 会議録の承認について

令和5年3月17日開催の令和5年第4回富山県教育委員会会議録の承認について

## 2 報告事項

(1) 臨時代理について（富山県教育委員会事務決裁規程一部改正の件）

教育企画課長から説明した。

(2) 国登録有形文化財（建造物）の登録について

生涯学習・文化財室長から説明した。

(3) 令和5年度富山県公立学校新規採用教員配置状況について

教職員課長から説明した。

## 3 今後の教育委員会等の日程について

## 4 議決事項

議案第17号 令和6年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択に係る諮問事項の件

小中学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第18号 令和5年度富山県教科用図書選定審議会委員任命の件

小中学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第17号及び議案第18号は非公開となりました。

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和5年4月21日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

記

富山県教育委員会事務決裁規程一部改正の件

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	組織機構の見直しに伴い、教育企画課に担当課長等が新設されることから、代決者の確保のため、所要の改正を行うもの
2 訓令案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 代決の第2順位者及び第3順位者に「課長があらかじめ指定する職員」を追加するもの（別表第2関係）</p> <p>※ 担当課長の分掌事務について、当該事務を担当する副主幹を第2順位又は第3順位の代決者に指定することを想定</p> <p>2 その他規定整備（別表第1関係）</p> <p>第2 施行期日 公表の日</p>
3 他の訓令等との関連	特になし
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和5年4月7日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会訓令第3号

本 庁

出先機関

教育機関

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会事務決裁規程（昭和63年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4特定専決事項の表教職員課の項室課長専決事項の欄第6号中「及び子ども手当」を削る。

別表第2の(1)本庁の表中

課	長	課長補佐又は班長 (班の分掌する事務に限る。)	主 務 係 長	
---	---	----------------------------	---------	--

を

課	長	課長補佐又は班長 (班の分掌する事務に限る。)	主務係長又は課長 があらかじめ指定 する職員 (班の分 掌する事務に限る。)	課長があらかじめ 指定する職員
---	---	----------------------------	---	--------------------

に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(事務の専決)</p> <p>第4条 室課長（本庁の室長及び課長をいう。以下同じ。） 次長、室課長補佐及び出先機関等の長並びに事務部長及び事務長 （以下「事務部長等」という。）が専決することのできる事項 は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2、3 略</p> <p>(特定専決の優先)</p> <p>第5条 同一の事項について、別表第1に掲げる共通専決事項と 特定専決事項において、それぞれ異なる専決の権限を有する者 を定める場合には、特定専決事項の定めるところによるものと する。</p> <p>(類推専決)</p> <p>第6条 この訓令に定める専決事項以外の事項についても、別表 第1に掲げる専決事項から類推して専決することが適当と認 められる事項については、同表の定めるところに準じて専決を することができる。</p> <p>第7条 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(事務の専決)</p> <p>第4条 同左</p> <p>2、3 略</p> <p>(特定専決の優先)</p> <p>第5条 同左</p> <p>(類推専決)</p> <p>第6条 同左</p> <p>第7条 略</p>	

(代決の順序)

第8条 教育長又は専決の権限を有する者が不在のときは、別表第2に掲げる決裁区分及び室課、出先機関等の区分に応じ、第1順位者が代決をし、第1順位者も不在のときは第2順位者が代決をし、第2順位者も不在のときは第3順位者が代決をするものとする。

第9条～第13条 略

別表第1 (第4条—第6条関係)

1～3 略

4 特定専決事項

室課名	室課長専決事項	出先機関及び教育機関の長専決事項
教育企画課	略	略
教職員課	(1)～(5) 略 (6) 事務局等職員及び 教職員 (本庁、教育 事務所、図書館及び 埋蔵文化財センター の職員を除く。) の 児童手当及び子ども 手当の受給資格及び 額の認定に関するこ と (教育事務所長の	

(代決の順序)

第8条 同左

第9条～第13条 略

別表第1 (第4条—第6条関係)

1～3 略

4 特定専決事項

室課名	室課長専決事項	出先機関及び教育機関の長専決事項
教育企画課	略	略
教職員課	(1)～(5) 略 (6) 事務局等職員及び 教職員 (本庁、教育 事務所、図書館及び 埋蔵文化財センター の職員を除く。) の 児童手当 の受給資格及び 額の認定に関するこ と (教育事務所長の	

規定整備

保健体育課	略	専決事項に係るものを除く。) (7)、(8) 略
-------	---	-----------------------------

保健体育課	略	専決事項に係るものを除く。) (7)、(8) 略
-------	---	-----------------------------

別表第2 (第8条関係)

代表者及び代決の順序

(1) 本庁

決裁区分	第1順位者	第2順位者	第3順位者
教 育 長	教育次長 (教育長があらからじめ第1順位者として指定する教育次長)	教育次長 (教育長があらからじめ第2順位者として指定する教育次長)	教育企画課長
室 長	次長。ただし、次長を置かない室にあつては、室長があらからじめ第1順位者として指定する職員	室長があらからじめ第2順位者として指定する職員	
課 長	課長補佐又は班長 (班の分掌する事務に限る。)	主務係長	(新設)

別表第2 (第8条関係)

代表者及び代決の順序

(1) 本庁

決裁区分	第1順位者	第2順位者	第3順位者
教 育 長	教育次長 (教育長があらからじめ第1順位者として指定する教育次長)	教育次長 (教育長があらからじめ第2順位者として指定する教育次長)	教育企画課長
室 長	次長。ただし、次長を置かない室にあつては、室長があらからじめ第1順位者として指定する職員	室長があらからじめ第2順位者として指定する職員	
課 長	課長補佐又は班長 (班の分掌する事務に限る。)	主務係長又は課長があらからじめ指定する職員 (班の分)	課長があらからじめ指定する職員

代決の第2順位者及び第3順位者に「課長があらからじめ指定す

課長補佐	主務係長				る職員」を追加 するもの
課長補佐	主務係長	—	—		
(2)、(3) 略					
別表第3 略					



(件名) 国の登録有形文化財(建造物)の登録について(報告)

下記の建造物の保存・活用について、文化庁と協議を進めてまいりましたが、このたび3月17日(金)開催の文化審議会において登録の答申がなされましたので、ご報告します。

なお、今回の登録で県内の登録有形文化財(建造物)の総数は75か所157件となります。(県内の主な登録有形文化財・・・富山県庁本館、富山電気ビル、金岡邸等)

1 登録の概要(3か所9件)

(1) 旧金岡家住宅道具蔵(文化振興課所管)

- ① 建築年代 明治13年頃
- ② 所在地 富山市新庄町1丁目37番地21
- ③ 特徴等
  - ・ 主屋から中庭越しの景観に配慮した石貼り風の外観を有し、県内でも有数の重厚な造りの大規模な土蔵。



(2) 山田家住宅洋館他3棟(個人所有)

- ① 建築年代 昭和4年
- ② 所在地 南砺市福野字新町1363番地3他
- ③ 特徴等
  - ・ 南砺市福野出身の大正～昭和初期を代表する建築家の吉田鉄郎が設計した、現存する数少ない住宅。



(3) 吉田家住宅主屋他3棟(個人所有)

- ① 建築年代 明治5年
- ② 所在地 射水市二口字馬渡り1953番地(旧大門町)
- ③ 特徴等
  - ・ アズマダチと呼ばれる梁や貫を何段にも重ねた大きな屋根の農家住宅で、室内の意匠も上質で格式が高い。



2 今後のスケジュール

令和5年6月官報告示予定(正式に文化財として登録)

令和5年度 新規採用教員 配置状況

令和5年4月21日

教職員課

		教諭	養護教諭	栄養教諭	合計	備 考
小 学 校	R5	157 ( 39 )	4 ( 2 )	1 ( 0 )	162 ( 41 )	社会人経験A1 教職経験19 大学推薦21
	R4	159 ( 19 )	4 ( 0 )	1 ( 1 )	164 ( 20 )	社会人経験A2 教職経験8 大学推薦10
中 学 校	R5	68 ( 12 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	69 ( 12 )	社会人経験A2 教職経験5 特定資格1 スポーツ実績1 大学推薦3
	R4	94 ( 13 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )	96 ( 13 )	社会人経験A6 教職経験4 スポーツ実績3
義務教育学校	R5	3 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 0 )	
	R4	4 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	5 ( 0 )	
高 等 学 校	R5	41 ( 18 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	41 ( 18 )	社会人経験A6 教職経験1 特定資格3 スポーツ実績3 大学推薦5
	R4	32 ( 4 )	3 ( 0 )	0 ( 0 )	35 ( 4 )	社会人経験B1 特定資格1 スポーツ実績1 障害者1
特別支援学校	R5	54 ( 10 )	2 ( 0 )	0 ( 0 )	56 ( 10 )	教職経験1 国際貢献1 スポーツ実績1 大学推薦7
	R4	51 ( 8 )	0 ( 0 )	2 ( 1 )	53 ( 9 )	教職経験4 特定資格1 スポーツ実績2 障害者2
合 計	R5	323 ( 79 )	6 ( 2 )	2 ( 0 )	331 ( 81 )	社会人経験A9 教職経験26 特定資格4 国際貢献1 スポーツ実績5 大学推薦36
	R4	340 ( 44 )	9 ( 0 )	4 ( 2 )	353 ( 46 )	社会人経験A8 社会人経験B1 教職経験16 特定資格2 スポーツ実績6 障害者3 大学推薦10

( ) は特別選考による採用者数(内数)

## 今後の教育委員会等の日程について

- 令和5年5月26日(金) 13:00 予定  
教育委員会 (県庁本館4階 大会議室)